

**著作権法(国外の音楽著作権者の訴訟立証及びコンサートでのメドレーの音楽利用方法のライセンス金の認定)**

**【書誌事項】**

当事者:A協会(原告、音楽著作権の集中管理団体)vs B社及びB社の責任者(被告、侵害者)両方が原審不服として、控訴を提起

判断主体:智慧財産及び商業法院

事件番号:109民著上字第16号

言渡し日:2021年11月25日

事件の経過:

1. 原判決のB社及びB社の責任者が連帯してA協会にニュー台湾ドル123万8738元を超えた元金を支払えとの命令、ならびに当該部分の仮執行宣言、訴訟費用の裁判はいずれも破棄する。
2. 上記の破棄した部分について、A協会の第一審の訴え、及び仮執行の申し立てをいずれも棄却する。B社及びB社の責任者の控訴を棄却する。A協会の控訴を棄却する。第一審、第二審の訴訟費用は、B社及びB社の責任者が連帯して26%を負担し、その余はA協会が負担すること。

注:

1. A協会は台湾メジャーの著作権管理団体社団法人中華音楽著作権協会(MÜST、以下「A協会」という)であり、台湾におけるJASRACの管理楽曲の録音使用について管理するという片務管理契約を締結している。
2. 本件はコンサート開催を専門とする営利組織であるB社は、演奏者を募集してイベント中に音楽著作を公開演出して利益を得る目的で、A協会の許諾を得ずに、A協会が管理する音楽著作をイベント中に公開演出したため、B社はその責任者と連帯して、A協会に対して智慧財産局が審議、公告した著作権管理団体の使用報酬率により計算した金額の損害を賠償しなければならない。
3. 今回の係争公演6つのうち、3つがroad to ultraの過去台湾公演と関連する。日本でも開催されている。一般のコンサートの楽曲の使用と異なり、ライセンス金の認定として、参考価値があり、取り上げた。
4. 参考リンク:<https://ultrataiwan.com/tickets/2020/>

**【判決概要】**

1. 裁判所は、著作権管理団体の公開演出の権利侵害行為についての立証責任を軽減し、B社の公開演出の曲目の情報はB社が直接収集できるはずであり、理由を付けてイベントで公開演出した曲目の提出を拒否したうえで、公開演出し

た曲目の立証責任を A 社が負わなければならないと主張したことは適切ではないと認定した。

2. また、A 協会が外国著作権管理団体から専属ライセンスを得ていることを B 社が否認したことについて、国外の音楽著作権者を保護するため、国外の著作権管理団体と締結したライセンス契約または発行された証明書は、台湾駐外オフィスでの認証を得る必要がないと認定した。
3. 賠償金額について、B 社は無数にある曲目からそれぞれ一部分を利用しただけであり、一曲全部のライセンス金を支払う必要がないはずだと争った。これに対して裁判所は、B 社のような利用方法は、一人の歌手が異なる曲目のサビの部分をつなげてメドレーで歌唱するようなものであり、曲目の全てを歌唱する場合と比べて演出時間は短い、低いライセンス金にもかかわらず多くの楽曲を利用することができるのは、市場価値とライセンス金が釣り合わないのが合理的ではないと認めた。

#### 【事実関係】

1. A 協会は台湾メジャーの著作権管理団体社団法人中華音楽著作権協会 (MUST) であり、台湾における各国の集中管理団体 (JASRAC も含む) の管理楽曲の録音使用について管理するという片務管理契約を締結している。本件はコンサート開催を専門とする営利組織である B 社が、演奏者を募集してイベント中に音楽著作を公開演出して利益を得る目的で、A 協会の許諾を得ずに、A 協会が管理する音楽著作をイベント中に公開演出したため、B 社はその責任者と連帯して、A 協会に対して智慧財産局が審議、公告した著作権管理団体の使用報酬率により計算した金額の損害を賠償しなければならないと第一審で認定された。
2. A 協会は、本件における一連のイベントは、その時空的背景、証拠収集手段によって、過程の一部始終を証拠として収集することが困難であるにもかかわらず、立証責任の分配にあたって、原審裁判所は当事者間における能力格差と経済力格差、証拠の偏り、証拠収集の困難性等要素をまったく考慮せず、B 社によって利用された楽曲数等について出した推論結果が、事実と証拠に合致しない上、論理則にも違反しているとして、控訴を提起した。B 社も、著作権侵害を否認するとともに、A 協会は、独立した公正な第三者機関の認定を受けた本件における一連のイベントで使用された楽曲のリストを提出できない上、全ての楽曲について、公証・認証を受けた、海外の著作権管理団体から管理権限の付与

を受けた管理委託契約も提出できず、さらに、原審における賠償金の計算も適正でないとして、控訴を提起した。

### 【判決内容】

1. 裁判所は、著作権管理団体の公開演出の権利侵害行為についての立証責任を軽減し、B社の公開演出の曲目の情報はB社が直接収集できるはずであり、理由を付けてイベントで公開演出した曲目の提出を拒否したうえで、公開演出した曲目の立証責任をA社が負わなければならないと主張したことは適切ではないと認定した。
2. また、A協会が外国著作権管理団体から専属ライセンスを得ていることをB社が否認したことについて、国外の音楽著作権者を保護するため、国外の著作権管理団体と締結したライセンス契約または発行された証明書は、台湾駐外オフィスでの認証を得る必要がないと認定した。
3. 賠償金額について、B社は無数にある曲目からそれぞれ一部分を利用しただけであり、一曲全部のライセンス金を支払う必要がないはずだと争った。これに対して裁判所は、B社のような利用方法は、一人の歌手が異なる曲目のサビの部分をつなげてメドレーで歌唱するようなものであり、曲目の全てを歌唱する場合と比べて演出時間は短い、低いライセンス金にもかかわらず多くの楽曲を利用することができるのは、市場価値とライセンス金が釣り合わないのが合理的ではないと認めた。
4. 裁判所は、海外の著作権管理団体から管理権限の付与を受け、且つ公衆に向けて上演・放送された曲目を証明できた後、智慧財産局の公表した使用料の算定方法【(娯楽税申告書に記載された合計収入金額-娯楽税)×使用報酬率2.2%×実際に利用した楽曲数=ライセンス料、即ち賠償額】に基づき、A協会が請求できる賠償額を算定するとともに、A協会は著作権管理断定であって、侵害証拠を入手するには行政管理費を支出する必要があることを鑑みて、1回のイベントごとに行政管理費用の賠償額が加算されるべきとして、A協会が請求できる賠償額の全額は計ニュー台湾ドル1,238,738元の範囲内であるとの原判決の判断は、理由があると認めた。

## 【専門家からのアドバイス】

1. 本件事案は、著作権侵害事件における事実の調査と証拠収集の重要性を示唆している。本件事案の主な争点は、権利者が侵害者の侵害行為、及び侵害行為において実際に利用されていた楽曲数を立証できるか否かにある。**裁判所は、本件事案の音楽イベントとしての特殊性により証拠の偏りがあるとして、権利者の立証責任を軽減したが、著作権侵害を主張するにあたって、権利者は依然として証拠収集の重要性を重視しなければならない。**
2. とくに台湾では、消費者に人気の日本映画、ドラマ、マンガ等を、著作権者の同意又は許諾を得ずに、インターネットを通じて、公衆に対して送信する侵害態様がよく見られるが、インターネット上の情報や URL リンクは容易に削除できるため、侵害者に警戒心を起こさせ、証拠保全できないことにより侵害者への責任追及ができなくなることを避けるため、完璧な証拠が得られるまで、警告書の送付又はその他いかなる方法でも侵害者に通知をしないほうがよい。一般的には、インターネット上の情報により侵害者の身元を特定できるときは、**公証人に侵害サイトのスクリーンショット画像を公正証書に作成しておく**とよい。公証人は公正な第三者であって、その作成した公正証書は証拠能力が認められ、将来訴訟になった場合、証拠能力が否定されるリスクが低い。一方、侵害者の身元を特定できないときは、警察などに対して著作権侵害の告訴を提起することを提案する。警察による捜査は IP アドレスにより、登録者の身元を特定し、且つ侵害事実を調査することができるため、侵害者の身元を特定し、且つ関連証拠資料を入手してから、後続の訴訟行為を行うことができる。